

【施策06】 地域福祉

～誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち～

- ◆展開方向01 小地域福祉活動を活発にします。
- ◆展開方向02 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。
- ◆展開方向03 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。

展開方向01	1 社会福祉功労者顕彰事業費	7
	2 社会福祉関係団体補助金	9
	3 地域高齢者福祉活動推進事業費	11
	4 地域福祉計画改定事業費	13
展開方向02	1 地域福祉推進事業費	15
	2 更生保護活動促進事業費	17
展開方向03	1 民生児童協力委員関係事業費	19
	2 民生児童委員関係事業費	21
	3 権利擁護推進事業費	23
	4 小災害見舞金	25
	5 権利擁護推進事業費	27

(このページは白紙です)

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	社会福祉功労者顕彰事業費	301A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市社会福祉功労者表彰式における市長表彰等に関する要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和57年度		項	05 社会福祉費
施策	06 地域福祉		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-1) 小地域福祉活動を活発にする。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	長年にわたり社会福祉活動を担っている人を顕彰することにより、地域福祉活動の促進と地域連携意識を高めるとともに、今後も市民の積極的な社会福祉活動の協力を求めていくためにも社会福祉の各分野で顕著な功績のあった人を顕彰し、その功績を称え、社会福祉活動の促進と意識の高揚を図る。
対象 (誰を・何を)	市内で福祉活動を10年または20年以上継続している個人及び団体
求める成果 (どのような状態にしたいか)	対象者が今後もますます地域福祉活動に積極的に関わりを持ってもらうとともに、更にその活動の促進と地域連帯意識の高揚を図る。
事業概要	市内で福祉活動を10年または20年以上継続している個人及び団体に対し、その功績をたたえ顕彰する。
実施内容	市内で社会福祉活動を10年または20年以上継続している個人及び団体に対し、各福祉団体からの推薦を得て表彰する「尼崎市社会福祉功労者顕彰式」を年1回開催する。 <平成28年度実績> ・被表彰団体(者)数 団体表彰:23団体、個人表彰:40名、個人感謝:71名 ・開催日 平成28年10月13日 ・開催場所 サンビック尼崎 中央地区会館

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	118	81	156	
報償費	31	22		
需用費	75	47		
使用料及び賃借料	12	12		
委託料			156	
人件費 B	2,378	2,000	875	
職員人工数	0.30	0.25	0.11	一部業務を市社協へ委託のため減
職員人件費	2,378	2,000	875	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,496	2,081	1,031	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,496	2,081	1,031	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	受賞者・団体数（成果指標の設定が困難なため、活動指標を設定）					単位	人・件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	143	27年度	195	28年度	134
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 各種団体等からの推薦に基づき、対象者を的確に把握し、表彰している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域福祉活動推進の重要性が高まる中、地域において社会福祉活動に功績をあげた人を表彰し、社会福祉活動推進と地域連帯意識の高揚を図ることは必要である。また、地域において社会福祉活動に功績があった人を表彰することにより、地域福祉活動のより一層の推進を図ることができる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本事業は地域社会福祉の活動に功績があった人を表彰するものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市において、当市と同水準で実施しているのは神戸市・西宮市・伊丹市・三田市。その他兵庫県(功労者表彰)及び国(社会福祉功労者厚生労働大臣表彰)において同水準の表彰あり。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無					平成29年度より、尼崎市社会福祉協議会に一部委託する。
委託等の可能性						
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域		A B C D E			内容
現状			●			地域団体等の推薦に基づき、市長が表彰・感謝を行う。
将来像			○			

⑧総合評価

総合評価	維持	今後、地域福祉活動推進の重要性が高まる中、地域において社会福祉活動に功績をあげた人を表彰し、社会福祉活動推進と地域連帯意識の高揚を図ることは、引き続き重要である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き社会福祉功労者顕彰事業を通し、市内の社会福祉活動のより一層の推進を図る。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	社会福祉関係団体補助金	30BA
根拠法令	尼崎市社会福祉法人助成条例等	
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無) 尼崎市地域福祉推進計画(評価:無)	
事業開始年度	昭和41年度	
施策	06 地域福祉	

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-1) 小地域福祉活動を活発にする。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市社会福祉協議会及び尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会は、収益事業を行う団体ではないため、これらの団体が実施する事業運営の安定化を図る必要がある。
対象(誰を・何を)	尼崎市社会福祉協議会、尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市社会福祉協議会がボランティア活動等を推進することにより市民福祉の増進に寄与するとともに、尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会の活動が、犯罪者の自立更生及び犯罪の予防等、更生事業の促進を図り、明るい地域社会の形成に寄与する。
事業概要	尼崎市社会福祉協議会及び尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会に対して活動助成を行う。
実施内容	<p>1、あまがさき地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、尼崎市社会福祉協議会が地域福祉の推進に取り組む事業経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。また、対象となる事業は市社協が創意工夫のもと、次に掲げる事業とする。(16,747千円)</p> <p>(1) 市社協が行うボランティア活動普及・啓発事業</p> <p>(2) ボランティアグループ助成事業</p> <p>2、地域福祉全般に精通した学識経験者を市社会協のマネジメントアドバイザーとして招聘し、地域福祉活動専門員の育成、尼崎市社会福祉協議会の運営に係る理事会や事務局への助言等を行うことで、本市の地域福祉計画のより一層の推進を図る。(1,296千円)</p> <p>3、尼崎市保護司会及び尼崎地区更生保護女性会の活動を助成することにより、犯罪者の自立更生及び犯罪の予防等、更生事業の促進を図り、明るい地域社会の形成に寄与する活動を行う。(610千円)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	19,627	24,746	32,433	
負担金補助及び交付金	19,627	24,746	32,433	市社協への民協事務移管等による増
人件費 B	2,774	2,479	2,466	
職員人工数	0.35	0.31	0.31	
職員人件費	2,774	2,479	2,466	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	22,401	27,225	34,899	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	8,850	8,025	6,721	市民福祉振興基金運用収入・繰入金
一般財源	13,551	19,200	28,178	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	尼崎市社会福祉協議会(ボランティアセンター)による相談受付及びコーディネート件数		単位	件
目標・実績	目標値	前年度の実績	達成年度	— 年度
			26年度	27年度
			8,375	5,217
			28年度	3,850
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った			
	平成27年度からボランティアセンター登録者のボランティア保険料を自己負担としたため、問い合わせを含めた相談受付件数は減少傾向にある。そのため、平成29年度からコーディネート数を指標とする。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	ボランティアセンターでは、ボランティア希望する人を様々な地域福祉活動につなぐコーディネート機能を持つほか、地域福祉の新たな担い手の発掘、育成を行うなど、地域福祉の推進にとって必要な事業となっている。 また、保護司会及び更生保護女性会については、本市の更生保護活動や更生保護にかかる啓発活動の中心となる実質的な地域住民団体(保護司は身分上は国家公務員)であり、本市の補助金なしには活動に支障が生ずる恐れがあるため、引き続き補助が必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神7市(西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市)のボランティアセンターの相談及びコーディネート件数の集計基準が様々であるほか、年度により変更が生じることがあり、相談受付及びコーディネート件数では比較することが出来ない。 なお、阪神7市中、三田市を除いて全て社会福祉協議会への補助を行っている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							
内容	尼崎市社会福祉協議会及び尼崎市保護司会、尼崎地区更生保護女性会が実施する事業については、行政による補助が引き続き必要である。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	<p>(社会福祉協議会補助) 少子高齢化及び福祉ニーズの多様化を背景に、様々な形の地域の支え合いが必要とされている一方で、担い手不足が課題となっており、担い手の確保、育成がますます重要となっている。そのため、引き続き、地域の担い手であるボランティア活動の啓発・ボランティア育成等を行うボランティアセンターの件費等補助を行う。</p> <p>(尼崎市保護司会及び尼崎地区更生保護女性会補助) 安心・安全のまちづくりのために、保護司会・更生保護女性会による日々の更生保護活動及び社会を明るくする運動等の啓発活動は重要であり、今後も引き続き補助を行う必要がある。</p>
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、様々な世代を対象としてボランティア講座を実施するなど、新たな担い手づくりに取り組んでおり、引き続き、こうしたボランティア活動の充実に取り組む市社協を支援する。あわせて、ボランティアセンターの成果についても検証を行う。 ・尼崎市保護司会及び尼崎地区更生保護女性会へ引き続き支援を実施していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	地域高齢者福祉活動推進事業費	331F
根拠法令	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金交付要綱	
個別計画	あまがさき地域福祉計画	
事業開始年度	平成22年度	
施策	06 地域福祉	

事業分類	補助金・助成金
会計	01 一般会計
款	15 民生費
項	05 社会福祉費
目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(06-1) 小地域福祉活動を活発にする。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

① 事業概要

事業実施趣旨	高齢者が自立し支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、尼崎市社会福祉協議会が地域高齢者福祉活動を推進するために実施する事業に対し、補助金を交付する。
対象 (誰を・何を)	65歳以上の高齢者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民が自主的に活動する地域コミュニティの形成を促進することで、市民が高齢者への福祉活動に関心をもち、理解を深めるとともに、高齢者の生きがいと自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進する。
事業概要	尼崎市社会福祉協議会の各単位福祉協会または社会福祉連絡協議会等が実施する地域における安全安心活動、引きこもり防止活動、住民交流事業、学習教養・敬愛事業等、高齢者福祉活動推進事業等に対し、補助金を交付する。
実施内容	<p>【活動内容】</p> <p>1 一般事業(旧敬老事業)</p> <p>各単位福祉協会又は、連絡協議会等が継続的に行う次の活動</p> <p>(1) 地域における安全安心活動 高齢者福祉に関する情報収集、消費者被害、振り込み詐欺等の情報提供活動</p> <p>(2) 引きこもり防止又は解消活動 地域への参加促進、健康・生きがいづくり</p> <p>(3) 地域住民交流事業 地域における高齢者福祉ネットワーク構築、住民交流事業</p> <p>(4) 学習教養事業・敬老事業 学習教養事業、敬愛活動・友愛活動</p> <p>2 地域高齢者ふれあい活動事業(旧地域福祉サポート事業)</p> <p>地域で自主的に活動するグループが実施する高齢者への昼食の提供や養護等の福祉活動</p> <p>3 老人給食サービス事業助成事業</p> <p>地域で老人給食サービスを実施しているボランティアグループに対する耐久性のある消耗品の購入費の一部助成</p>

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	47,112	46,606	46,631	
負担金補助及び交付金	47,112	46,606	46,631	
人件費 B	2,378	1,600	1,193	
職員人工数	0.30	0.20	0.15	
職員人件費	2,378	1,600	1,193	
嘱託等件費				
合計 C(A+B)	49,490	48,206	47,824	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	612	1,221	1,912	市民福祉振興基金繰入金
一般財源	48,878	46,985	45,912	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	補助金執行率 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	26年度	26年度	98	27年度	99	28年度	99
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
事業として概ね定着している。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	自主的に地域で活動を行う単位福祉協会、連絡協議会又はグループが、高齢者の生きがいを促進し、自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を推進することは、近年に求められている課題である。 この事業を通し、高齢者が地域で安心して住み続けるために高齢者福祉の増進に向けた取組は必要であり、独居高齢者や心配を抱える市民に対する支援活動は、地域社会において重要な役割を果たしていると言える。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体でも地域高齢者福祉推進のための事業補助を実施しているが、地域背景等を踏まえて実施しており、その事業内容等も異なっていることから、自治体間の単純比較が困難である。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							
内容	地域における高齢者福祉活動に対して、補助を行っている。																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	市民が課題解決に取り組み、地域福祉活動を推進するため、今後も引き続き、地域内のつながりを強め、福祉コミュニティを確立させていく必要がある。
------	-----------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	尼崎市社会福祉協議会とともに、自主的に地域で活動を行う単位福祉協会、連絡協議会又はグループが、高齢者の生きがいを促進し、広く市民が高齢者福祉に対し理解を深め、より一層、自主的に活動する地域福祉コミュニティが形成されるよう取組を推進していく。 なお、対象事業の拡大等、制度のあり方について市社協と連携して検討を行う。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	地域福祉計画改定事業費	30CU	事業分類	その他
根拠法令	社会福祉法第107条		会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画（評価：無）/ 尼崎市地域推進計画（評価：無）		款	15 民生費
事業開始年度	平成17年		項	05 社会福祉費
施策	06 地域福祉		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-1) 小地域福祉活動を活発にする。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を基本理念として、平成17年3月に「あまがさき地域福祉計画」を策定し、平成28年度までを第2期の計画期間として地域福祉の推進に取組んでおり、これまでの取組を基礎としながら、本計画の改定を行う。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	第3期「あまがさき地域福祉計画」（平成29年～平成33年：5年計画）では、基本理念「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」とし、これまでの「支える」「支えられる」という一方的な関係ではなく、お互いを思いやり「支え合い」の意識をもちながら、誰もが排除されることない地域社会。
事業概要	「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を基本理念として、平成17年3月に「あまがさき地域福祉計画」を策定し、平成28年度までを第2期の計画期間として地域福祉の推進に取組んでおり、これまでの取組を基礎としながら、第3期「あまがさき地域福祉計画」の策定を行う。
実施内容	<p><平成28年度実施内容> 以下の取組を経て、第3期あまがさき地域福祉計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定部会（計8回） 本市の付属機関である社会保障審議会の委員等の中から、学識経験者等専門家や地域で活動している市民の代表を招き、実務レベルで協議検討を行う。 ・あまがさき庁内推進会議（計3回） 「あまがさき地域福祉計画」の円滑な推進に向け、庁内の連携を深めるとともに、その進捗状況を確認し、課題等の審議を行う。 ・「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査 市民2,000人、民生児童委員831人、NPO法人を含む市内福祉事業者200事業者にアンケート調査を実施。 （回収率 市民 39.8%、民生児童委員 77.3%、福祉事業者 62.8% 全体で53.6%） ・パブリックコメントの実施 平成29年1月20日～2月9日

（このページは白紙です）

②事業費

（単位：千円）

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	2,002	0	
報償費		65		
需用費		606		印刷製本費
委託料		1,318		アンケート調査
使用料及び賃借料		13		会場使用料
人件費 B	0	12,478	0	
職員人工数		1.32		
職員人件費		10,557		
嘱託等人件費		1,921		
合計 C (A+B)	0	14,480	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	0	14,480	0	
一般財源				

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	地域福祉推進事業費	302B	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	社会福祉法、尼崎市民の福祉に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:有)、高齢者保険福祉計画(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
施策	06 地域福祉		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-2) 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	地域福祉の推進を図るため、地域福祉活動専門員を配置し、これまでの地域住民による活動を基盤とした地域福祉活動の充実にに向けた支援を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	より身近な地域で支え合い活動を推進し、制度の谷間や狭間の課題を抱えた地域住民を支えられるよう、地域住民や専門機関等によるネットワークづくりを推進することにより、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会を実現する。
事業概要	尼崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が要援護者高齢者等の見守り活動をはじめとする地域福祉活動の推進を図るとともに、それらの活動から生じる課題等を基盤として、身近な地域で生活・福祉課題を共有することなどにより、地域におけるネットワークの構築を推進するために、専門員を配置する経費を補助する。
実施内容	<p>○あまがさき地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、市社協が地域福祉の推進に取り組むために、身近な地域で支え合い活動を推進する専門員として、6人の地域福祉活動専門員を配置する経費を補助する。なお、平成27年度からは生活支援コーディネーターを兼務する形で12人が配置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業 地域福祉活動の立ち上げ支援 地域福祉のネットワーク形成に向けた支援 地域福祉会議の設置及び運営支援 地域福祉活動グループの組織化及び活動支援 地域福祉計画の策定に向けた支援 地域の要援護者に対する個別援助の支援 災害時要援護者の支援体制の基盤づくり

②事業費

		(単位:千円)			
		27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A		38,330	37,788	37,810	
	負担金補助及び交付金	38,330	37,788	37,810	
人件費 B		6,182	4,493	4,375	
	職員人工数	378.00	0.61	0.55	
	職員人件費	6,182	4,493	4,375	
	嘱託等人件費				
合計 C(A+B)		44,512	42,281	42,185	
C 国庫支出金 の 財源内訳	国庫支出金	17,949	17,949	5,000	生活困窮者就労支援事業費等補助金
	市債				
	その他	900	500	500	市民福祉振興基金繰入金
	一般財源	25,663	23,832	36,685	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	地域福祉活動に参画した回数(コミュニティソーシャルワークの回数)		単位	回
(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			26年度	803
			27年度	2,530
			28年度	2,646
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	地域福祉活動専門員が地域の活動現場に出向き、地域活動や地域の抱える課題等を把握するとともに、地域福祉活動の活性化に向けた支援に取り組んでいる。(平成27年度から生活支援コーディネーターを兼務し6人から12人になったほか、活動指標の一部を見直したため実績値が増えたもの。)			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	少子高齢化の進展、単身世帯の増加等の社会経済情勢の変化により、地域のつながりの希薄化が進む中で、身近な生活の場での困りごとなど、制度の谷間・狭間にあるようなニーズを抱える人を地域で見つけ、支えていくことが求められている。 こうした中で、地域福祉活動の活発化や地域における生活福祉課題の共有と解決に向けた検討、地域の福祉に関するネットワーク強化などを推進するための専門職の配置は、高齢になっても、障害があっても安心して暮らせる地域福祉社会の実現にとって必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	コミュニティソーシャルワーカーの配置状況 ※()内は平成28年4月1日現在の推計人口 《尼崎市》12名(人口:451,907人) ※平成26年度まで地域福祉活動専門員を6人、平成27年度から生活支援コーディネーターを兼務する形で12人を配置する。 《西宮市》7名(人口:487,614人) 《芦屋市》1名(人口:94,813人) 《伊丹市》7名(人口:196,673人) 《宝塚市》6名(人口:224,579人) 《川西市》5名(人口:155,971人) 《三田市》7名(人口:112,182人)
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	社会福祉協議会の取組であるコミュニティソーシャルワークの推進体制の整備は、市と市社協が協働して、取り組む必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	地域福祉の推進を目的とした市社協の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の取り組みにより、身近な地域の中で、高齢者等の見守り活動に加え、子どもや高齢者まで幅広い世代の居場所づくりなどの、新たな活動の展開が見られており、引き続き、そうした取り組みと連携することで、地域福祉活動を推進する。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	地域の活動をつなぐ中心的な役割を果たす、市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員の活動に対する支援を行う。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	更生保護活動促進事業費	3043	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	05 社会福祉費
施策	06 地域福祉		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-2) 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	犯罪や非行のない地域社会づくりを目指し、更生保護ボランティアを中心とした地域での更生保護活動の促進を図る。
対象（誰を・何を）	市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	更生保護について市民の理解を深め、地域住民がそれぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない明るい社会を築く。
事業概要	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、市民の理解を深める啓発事業を実施するとともに、カウンセリングに関する各種研修会や青少年の健全育成・非行化防止等に関する相談業務を行う。
実施内容	更生保護サポートセンターを運営する尼崎市保護司会に以下の業務を委託している。 <平成28年度実施状況> ・社会を明るくする運動 ・カウンセリング研修会・講習会・合同研究会 ・青少年の健全育成及び非行化防止等に関する相談業務 ・その他更生保護活動促進に関する業務

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,095	4,095	4,095	
委託料	4,095	4,095	4,095	
人件費 B	476	476	1,193	
職員人工数	0.06	0.06	0.15	
職員人件費	476	476	1,193	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,571	4,571	5,288	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,571	4,571	5,288	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	社会を明るくする運動等参加人数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	3,518	27年度	3,508	28年度	3,159
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
社会を明るくする運動等の参加者人数については前年度と同水準にある。今後も啓発活動などを通して、出席者数の増加を図る。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	一般刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合が約5割を占める近年、地域に根ざした更生保護活動である“社会を明るくする運動”やカウンセリング講習会等による地域への働きかけの必要性は高い。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	カウンセリング講習会等については、一定の受益者負担を求めている。
-----------------	--	----------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下においても、更生保護サポートセンターの設置が進んでいる。 【参考】 神戸市、姫路市、三田市、豊岡市等
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	当事業の全部を尼崎市保護司会に委託している。																									
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	当事業の全部を尼崎市保護司会に委託している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	今後も、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりを目指し、“社会を明るくする運動”等による更生保護に対する啓発活動を広く市民へ行う。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	犯罪を犯した人の社会復帰には地域社会における更生保護への深い理解が必要となる。今後も“社会を明るくする運動”やカウンセリング講習会等を開催することで広く市民に更生保護活動の啓発を実施していくことが必要である。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	民生児童協力委員関係事業費	301K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市民生・児童協力委員設置要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	—		項	05 社会福祉費
施策	06 地域福祉		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-3) 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	地域福祉の増進を図るため、民生児童委員に協力し福祉活動を行う民生児童協力委員を設置し、人的協力体制の整備を行っている。
対象 (誰を・何を)	尼崎市民生・児童協力委員設置要綱に基づき設置されている民生児童協力委員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	民生児童委員との連携をより深め、要援護者の日常生活の見守り等、長期的な支援を行う。
事業概要	市民の社会福祉増進に努める民生児童協力委員の活動促進と支援
実施内容	<p>民生児童協力委員が安心して活動できるようにボランティア保険に加入するとともに、尼崎市民児童委員協議会連合会に民生児童協力委員の研修を委託する。</p> <p><民生児童協力委員の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員の活動内容の支援 要援護者家庭への安否確認、友愛訪問 市の福祉施策の普及啓発など、その他、地域の福祉活動の協力 <p><平成28年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 1,457千円 「尼崎市民生・児童協力委員設置要綱」に基づき、その活動中の事故に備えて傷害等保険制度に加入した。また、民生・児童協力委員の定着促進や民生児童委員と協力委員の連携を深めるために研修を尼崎市民生児童委員協議会連合会に委託した。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,243	1,457	1,270	
需用費	—	145	2	
役員費	471	543	476	
委託料	772	769	792	
人件費 B	1,427	3,199	1,989	
職員人工数	0.18	0.40	0.25	一斉改選不実施年度のため減
職員人件費	1,427	3,199	1,989	
嘱託等人件費	—	—	—	
合計 C(A+B)	2,670	4,656	3,259	
Cの財源内訳				
国庫支出金	—	—	—	
県支出金	—	—	—	
市債	—	—	—	
その他	—	—	—	
一般財源	2,670	4,656	3,259	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	活動協力委員数(目標値は民生・児童協力委員定数) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人			
目標・実績	目標値	1,666	達成年度	—年度	26年度	1,545	27年度	1,546	28年度	1,440
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		平成28年12月に民生・児童協力委員の一斉改選の実施に伴い、民生・児童協力委員の現員数は減となっている。今後、関係機関との連携の下、欠員補充に向け努める。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	民生・児童協力委員は兵庫県下で福祉分野における重層的な人的協力体制を整備するために設置されたものであり、民生児童委員1人あたり2人の設置となる。民生児童委員は法に定められる地域福祉を推進する担い手であり、その活動をサポートする民生・児童協力委員の研修等を実施することにより、地域福祉の向上が図られている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	民生児童委員に協力して福祉活動を行うものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	民生・児童協力委員は兵庫県独自の制度であり、本市と同様に中核市である西宮市、姫路市においても、民生・児童協力委員(推進委員)を設置している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	民生・児童協力委員の研修を尼崎市民生児童委員協議会連合会に委託している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 行政が主体となり、市民の協力のもとに行う事業である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	福祉ニーズの多様化や地域福祉の重要性が高まる中で、民生・児童協力委員の担う役割は、重要かつ困難さを増しており、今後も引き続き本事業の継続を図る必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	地域福祉の担い手としての意識の熟成を図るための研修の更なる充実を図る。
--------	-------------------------------------

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	民生児童委員関係事業費	3021	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	民生委員法他		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	—		項	05 社会福祉費
施策	06 地域福祉		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-3) 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	福祉ニーズの多様化や地域福祉の重要性が高まる中で、民生児童委員の担う役割の重要さ困難さが増している。民生児童委員の活動促進と資質向上により、地域福祉の増進を図るため、今後とも引き続き補助していくことが重要である。
対象(誰を・何を)	民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき設置されている民生児童委員
求める成果(どのような状態にしたいか)	各種研修会への参加促進など、関係行政機関との連携をより深めるとともに、委員の資質向上を図る。
事業概要	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援
実施内容	<p>6地区民生児童委員協議会の連合体である、尼崎市民生児童委員協議会連合会及び各地区民生児童委員協議会に活動費を交付し、事業運営を行う。</p> <p><活動内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活状況を必要に応じて適切に把握する。 ・要援護者に対して、その人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう相談に応じ、指導や助言を行う。 ・要援護者に適切な福祉サービスの利用ができるように必要な情報等を提供する。 <p><平成28年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・80,698千円 ・民生児童委員の活動の促進や資質の向上、地域福祉の増進を目的として、民生児童委員及び尼崎市民生児童委員協議会連合会の活動に対して補助金を交付するとともに、兵庫県民生児童委員連合会に対して研修の実施を委託した。また、退任した民生児童委員に対して、厚生労働大臣及び尼崎市長から表彰状及び感謝状を贈呈した。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	83,628	80,698	80,103	
需用費	—	189	2	
役務費	4	52	8	
委託料	300	300	300	
負担金補助金及び交付金	83,324	80,157	79,793	
人件費 B	41,411	40,174	30,623	
職員人工数	5.42	4.95	3.85	一斉改選不実施年度のため減
職員人件費	41,411	39,410	30,623	
嘱託等人件費	—	764	—	
合計 C(A+B)	125,039	120,872	110,726	
Cの財源内訳				
国庫支出金	—	—	—	
県支出金	—	—	—	
市債	—	—	—	
その他	—	—	—	
一般財源	125,039	120,872	110,726	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	活動委員数(目標値は委員定数)		単位	人
(成果指標の設定は困難であるため、活動指標を設定)				
目標・実績	目標値	857	達成年度	—年度
			26年度	834
			27年度	833
			28年度	801
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	地域住民の高齢化等の理由による担い手不足から一部地域で欠員が見られる。 (平成28年度 定数:857人 現員数:801人 欠員:56人)			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員は民生委員法及び児童福祉法に基づく必置の委員であり、従来から地域福祉の中心的な役割を担っている。 ・少子高齢化等を背景とした福祉ニーズの多様化や社会的孤立の増加などにより、年々地域福祉の重要性が高まる中で、民生児童委員に期待される役割の重要性は高くなるとともに、その職務の困難さは増している。 ・こうした中で、民生児童委員の資質向上及び負担軽減に資することは地域福祉の推進にとって有効であり、そのための研修費や活動費を補助は欠かせないものである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>民生児童委員調査等活動補助金の額については、阪神間7市(西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市)の中でも、下から2番目と当市は低い水準となっている。</p> <p>【詳細】民生児童委員1人あたり(平成28年度)</p> <p>《尼崎市》92,200円 《西宮市》101,616円 《芦屋市》59,000円 《伊丹市》118,000円 《宝塚市》104,010円 《川西市》98,500円 《三田市》116,400円</p>
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○			
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状		●																							
将来像		○																							
内容	尼崎市民生児童委員協議会連合会及び各地区民生児童委員協議会が実施する事業に対して、行政による補助が引き続き必要である。																								

⑧総合評価

総合評価	<p>維持</p> <p>民生児童委員活動の対象は、児童から高齢者まで幅広く、また高齢者等への見守りや認知症への支援、虐待などの深刻な事案への対応といった活動の種類も多岐にわたることに加え、民生児童委員に対して実施したアンケートの中でも、活動に対する負担感が表れており、引き続き支援が必要である。</p>
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	民生児童委員の資質向上及び負担軽減のための研修等を行うための補助金が、市の厳しい財政状況の中で年々削減されている。こうした状況に、各地区の民生児童委員協議会総会及び尼崎民生児童委員協議会連合会の総会において、これ以上の削減は活動への支障をきたすことといった多数の強い意見もあり、これ以上の削減は困難な状況である。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	権利擁護推進事業費(一般会計)	302D	事業分類	ソフト事業
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第5号等		会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無)		款	15 民生費
事業開始年度	平成26年度		項	05 社会福祉費
施策	06 地域福祉		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-3) 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化する。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

① 事業概要

事業実施趣旨	福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で適切な判断・契約能力がなく、生活が維持できないケースが増加している。それらのケース等に対応するため、成年後見に係る相談から申立、受任者の養成・監督など一体的に支援を行うことで、誰もが本人らしい生活を送れる体制をつくる
対象(誰を・何を)	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の判断能力が不十分な者(若年性認知症等)およびその関係者
求める成果(どのような状態にしたいか)	成年後見等支援センターを設置・運営し、相談から対応、その後の市民後見人などによる支援などを一体的に行い、高齢者・障害者などの権利擁護を図る
事業概要	成年後見等に係る専門的な知見を背景に、センターにて権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人の就任などにより、対応後の支援にも関わる。また行政権限の行使が必要なものなど困難なケースには、司法専門職や行政などと連携して対応する。
実施内容	<p>成年後見支援に係るセンターを設置(委託、庁舎内に設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に係る専門的な利用支援(市民・介護事業者への相談・申立支援) ・専門職相談会の実施 ・市民後見人の養成・受任調整・活動監督 ・権利擁護支援 <p>権利擁護支援ネットワークの推進(センター運営委員会)</p> <p>権利擁護相談、権利擁護に関する広報啓発</p> <p>困難ケースの権利擁護に関するスーパーバイズ</p> <p>・法律顧問による市に対する相談・同行支援、権利擁護支援チームによる個別支援</p> <p><平成26年度実績> 権利擁護相談532件 市民後見人養成9人、後見人受任4人(26年度末) センター運営委員会 3回</p> <p><平成27年度実績> 権利擁護相談860件 市民後見人養成14人、後見人受任4人(27年度末) センター運営委員会 2回</p> <p><平成28年度実績> 権利擁護相談836件 市民後見人養成4人、後見人受任6人(28年度末) センター運営委員会 2回</p> <p>※実績は権利擁護推進事業(介護特会)と重複する</p>

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	9,324	9,681	10,339	
報償費	9	9	1	
旅費	5	32	20	職員出張旅費
需用費	9,310	9,640	10,293	書籍等
委託料				センター運営・弁護士顧問料
人件費 B	1,005	1,012	1,221	
職員人工数	0.10	0.10	0.11	
職員人件費	834	840	875	
嘱託等人件費	171	172	346	
合計 C(A+B)	10,329	10,693	11,560	
C 国庫支出金				
県支出金	5,169	5,502	5,435	
市債				
その他				
一般財源	5,160	5,191	6,125	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	権利擁護相談の対応にかかった月数の合計					単位	月				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	716	27年度	1,276	28年度	1,326
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
平成26年度より成年後見等支援センターを設置し、市民や各機関からの相談に対応した。センターの周知とともに対応月数が増加している											

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民後見人の選任にあたっては支援機関が裁判所から後見監督人に任せられることが条件とされており、今後も多数の登録者に受任させていくためには、組織的・継続的に後見の専門知識をもつ機関を常設することが必須である。また障害分野では後見について知見をもつ相談支援センターの設置やボランティア後見人の養成が法に定められており、後見支援機関の能力・体制の伸展によってネットワーク化などが期待できる 相談から対応、後見人の選任・監督まで一体となって行うために、これらの事業を合せて行うのが望ましく、市の行政権限の発揮にかかる一部機能を市の事務として残し、その他については効率的に行うために、一括して委託している
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業に特定の受益者はいない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市(大阪・神戸・西宮・芦屋・伊丹・川西)においても権利擁護センター・成年後見支援センター等の設置がされており、本市においても権利擁護に関する体制整備・充実が求められている。
---------------	--

⑦ 現状の委託等

委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	事業の中で行う相談会などを民間へ委託して行ってきた。本市における権利擁護のあり方の整理とそれに基づく事業の展開を考える機能についても、成年後見等にかかるセンターの運営に併せて、センター運営者と協働で進めていく。																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域					現状	A	B	C	D	E	将来像				●		内容 上記のとおり、民間委託の中で専門機関を設置し、民間の専門性を活用していく。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																			
現状	A	B	C	D	E															
将来像				●																

⑧ 総合評価

総合評価	維持	司法家など専門家との協働の有効性は、行政・相談事業者等に浸透してきているが、更にネットワークを構築するには量的な対応力の向上と質的な対応力の向上の2面を満たすことが必要。質的な向上については、もっとも困難なものへの対応には行政権限の行使機能が不可欠であることから、行政を中心に据えながら、ノウハウ・能力の蓄積を図っていきたい。 量的側面については、成年後見等支援センターが対市民向けの相談受付機能を担っているため、福祉事務所の2所化に即して、同センターの窓口も2所化するなど体制強化を図っていく。
------	----	---

⑨ 今後の改善策

今後の改善策	成年後見等支援センターの運営により、権利擁護相談や市民後見人の養成・支援、その他の成年後見などに関する機能を集約し、効率的で機能性の高い機関を目指す。また、29年度設置する保健福祉センターに合わせて、成年後見等支援センターも2カ所窓口設置することを想定しており、新しい体制に必要な人材の育成に努めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	小災害見舞金	30CA	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市小災害見舞金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和53年度		項	05 社会福祉費
施策	06 地域福祉		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(06-3) 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	災害救助法が適用されない一般火災又は台風の災害等の発生に際し、被害者等の援護を図ることが必要である。
対象 (誰を・何を)	市域内における一般火災、台風、地震等の小災害による被災者及びその遺族
求める成果 (どのような状態にしたいか)	災害救助法及び尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けるにいたらない小災害による被災者及びその遺族に対して、応急対策として市から見舞金を交付する。
事業概要	災害救助法及び尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けるにいたらない小災害による被災者及びその遺族に対して、応急対策として市から見舞金を交付する。
実施内容	見舞金交付基準に基づき、次の見舞金を交付する。 (交付基準) 全焼、全壊、流失 単身者 30,000円(1人増すごとに2,000円加算) 半焼、半壊 単身者 20,000円(1人増すごとに1,000円加算) 床上浸水 1世帯 10,000円 死者 1人 30,000円 重傷者 10日以上入院者 1人 10,000円 <平成28年度実績> (A)全焼、全壊、流失 8世帯(13人) 250,000円 (B)半焼、半壊 5世帯(6人) 101,000円 (C)重傷者 0名 0円 (A)+(B)+(C) 合計 351,000円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	343	351	680	
負担金補助及び交付金	343	351	680	
人件費 B	951	400	398	
職員人工数	0.12	0.05	0.05	
職員人件費	951	400	398	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,294	751	1,078	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,294	751	1,078	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	交付件数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—
			26年度	23
			27年度	11
			28年度	13
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、一般火災又は台風の災害等の発生に際し、被災者等の応急的援護を行うものであり、被災者等の自立の助長等の観点からも必要なものである。また、本事業の運用に当たっては、対象となる被災者等の把握について、関係部局等と十分な連携を図っている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間近隣都市(西宮市、芦屋市、伊丹市)においても、当市と同程度の支給水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	被災者等に対し見舞金を交付する。

⑧総合評価

総合評価	維持	本事業は、一般火災または台風の災害等の発生に際し、被災者等の応急的援護を行うものであり、被災者等の自立の助長等の観点からも必要である。また、本事業の運用にあたっては、対象となる被災者等の把握について、関係部局等と十分な連携を図りながら、引き続き継続していくべきものである。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	本事業は継続していくべきものであるが、災害は予測不能なため、災害発生時に迅速な対応が行えるように、普段から地域住民や関係部局との連携を一層図っていく必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	権利擁護推進事業費(介護特会)	TJ2Q
根拠法令	老人福祉法第32条の2ほか	
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無)	
事業開始年度	平成26年度	
施策	06 地域福祉	

事業分類	ソフト事業
会計	60 介護保険事業費
款	17 地域支援事業費
項	05 地域支援事業費
目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(06-3) 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化する。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	介護保険制度にあわせ、本人による契約が必須となり、福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で適切な判断・契約能力がなく、生活が維持できないケースが増加している。それらのケースなどに対応するため、成年後見に係る相談から申立、受任者の養成・監督など一体的に支援を行うことで、誰もが本人らしい生活を送れる体制をつくる。
対象(誰を・何を)	認知証高齢者、その他の判断能力が不十分な者(若年性認知症等)およびその関係者
求める成果(どのような状態にしたいか)	成年後見等支援センターを設置・運営し、相談から対応、その後の市民後見人などによる支援などを一体的に行い、高齢者などの権利擁護を図る
事業概要	成年後見等に係る専門的な知見を背景に、センターにて権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター・相談支援事業所等と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人の就任などにより、対応後の支援にも関わる。また行政権限の行使が必要なものなど困難なケースには、司法専門職や行政などと連携して対応する。
実施内容	成年後見支援に係るセンターを設置(委託、庁舎内に設置) ・成年後見制度に係る専門的な利用支援(市民・介護事業者への相談・申立支援) ・専門職相談会の実施 ・権利擁護支援 権利擁護支援ネットワークの推進(センター運営委員会) 権利擁護相談、権利擁護に関する広報啓発 困難ケースの権利擁護に関するスーパーバイズ ・法律顧問による市に対する相談・同行支援、権利擁護支援チームによる個別支援 <平成26年度実績> 権利擁護相談532件 市民後見人養成9人、後見人受任4人(26年度末) センター運営委員会 3回 <平成27年度実績> 権利擁護相談860件 市民後見人養成14人、後見人受任4人(27年度末) センター運営委員会 2回 <平成28年度実績> 権利擁護相談836件 市民後見人養成4人、後見人受任6人(28年度末) センター運営委員会 2回 ※実績は権利擁護推進事業(一般会計)と重複する

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,714	6,325	8,683	
委託料	6,714	6,325	8,683	センター運営委託料
人件費 B	1,005	1,012	1,221	
職員人工数	0.10	0.10	0.11	
職員人件費	834	840	875	
嘱託等人件費	171	172	346	
合計 C(A+B)	7,719	7,337	9,904	・地域支援事業国庫交付金 ・地域支援事業支援交付金
C 国庫支出金	2,189	2,466	3,386	・地域支援事業国庫交付金
県支出金	1,094	1,233	1,693	事業として実施
市債				
その他	1,357	1,392	1,911	保険料
一般財源	3,079	2,246	2,914	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	権利擁護相談の対応にかかった月数の合計					単位	月				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	716	27年度	1,276	28年度	1,326
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		26年度より成年後見等支援センターを設置し、市民や各機関からの相談に対応した。センターの周知とともに対応月数が増加している								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民後見人の選任にあたっては支援機関が裁判所から後見監督人に任せられることが条件とされており、今後も多数の登録者に受任させていくためには、組織的・継続的に後見の専門知識をもつ機関を常設することが必須である。また障害分野では後見について知見をもつ相談支援センターの設置やボランティア後見人の養成が法に定められており、後見支援機関の能力・体制の伸展によってネットワーク化などが期待できる。相談から対応、後見人の選任・監督まで一体となって行うために、これらの事業を合せて行うのが望ましく、市の行政権限の発揮にかかる一部機能を市の事務として残し、その他については効率的に行うために、一括して委託している
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業に特定の受益者はいない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市(大阪・神戸・西宮・芦屋・伊丹・川西)においても権利擁護センター・成年後見支援センター等の設置がされており、本市においても権利擁護に関する体制整備・充実が求められている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	事業の中で行う相談会などを民間へ委託して行ってきた。本市における権利擁護のあり方の整理とそれに基づく事業の展開を考える機能についても、成年後見等にかかるセンターの運営に併せて、センター運営者と協働で進めていく。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○			内容	上記のとおり、民間委託の中で専門機関を設置し、民間の専門性を活用していく。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像			○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	司法家など専門家との協働の有効性は、行政・相談事業者等に浸透してきているが、更にネットワークを構築するには量的な対応力の向上と質的な対応力の向上の2面を満たすことが必要。質的な向上については、もっとも困難なものへの対応には行政権限の行使機能が不可欠であることから、行政を中心に据えながら、ノウハウ・能力の蓄積を図っていきたい。量的側面については、成年後見等支援センターが対市民向けの相談受付機能を担っているため、福祉事務所の2所化に即して、同センターの窓口も2所化するなど体制強化を図っていく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	成年後見等支援センターの運営により、権利擁護相談や市民後見人の養成・支援、その他の成年後見などに関する機能を集約し、効率的で機能性の高い機関を目指す。また、29年度設置する保健福祉センターに合わせて、成年後見等支援センターも2カ所窓口設置することを想定しており、新しい体制に必要な人材の育成に努めていく
--------	---